平成２９年（フ）第８１号
北海道苫小牧市字高丘６番地の134
債務者　鈴木　由美（旧姓盛澤）
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第９０号
北海道苫小牧市日吉町２丁目３番21号
債務者　畑中　　満
1　決定年月日時　平成29年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第３７号
長野県北佐久郡立科町大字山部993番地１（Ｆ－22）
債務者　塩沢百合子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第１４３号
静岡県富士宮市淀師589番地の30、前住所京都府福知山市三和町菟原下1383番地の１
債務者　遠藤　　聡
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１４４号
愛知県小牧市堀の内４丁目５番地１　ＥＸＣＥＥＤ103号
債務者　中西仁美こと　岡本　仁美
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９２１号
愛知県津島市東中地町２丁目13番地１　ミレージュＢ棟102号、従前の住所愛知県愛西市大井町前田面176番地　Ｍ．エターナル306号
債務者　佐々木　学
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９５３号
愛知県半田市住吉町３丁目109番地の６　久平荘101号
債務者　長峯　泰彦
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０５７号
愛知県瀬戸市幡西町138番地　マネキ堂アパート　2、従前の住所名古屋市名東区つつじが丘109番地　アゼリアコート名東106号
債務者　曽根　信弘
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４１８号
神戸市東灘区魚崎南町４丁目９番３号　グリーングラス魚崎　206号
債務者　藤村　幸江（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４４号
鳥取県米子市河崎2074番地
債務者　田子　　聡
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第２３号
広島県三原市糸崎５丁目１番10－308号
債務者　池本　憲俊
1　決定年月日時　平成29年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第２４号
広島県尾道市向東町12738番地
債務者　池本　孝造
1　決定年月日時　平成29年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第２１号
福岡県柳川市大和町塩塚723番地７　松藤コーポ２号
債務者　石橋　孝子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成29年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第１５０号
長崎県長崎市戸町２丁目５番30号
債務者　太田　　守
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５１号
長崎県長崎市中新町14番25号　コーポ優雅101号
債務者　矢島　友子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９５号
宮崎市清水３丁目２番12号　ナリスビル301号、前住所宮崎市大工１丁目５番50号　永吉大工町ビル113号
債務者　岩切真奈美
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
宮崎地方裁判所破産係